

## 2020 年度 大分支部給付奨学事業(臨時)募集要項

|             |   |
|-------------|---|
| 事業趣旨        | 県内の高等学校等に在学し、新型コロナウイルスの感染拡大による経済情勢において経済困難等の事由により学資金の支払いが特に困難な高校生等を対象として、返還義務を必要としない奨学金を給付する。   |
| 推薦(応募)資格    | 大分県内の高等学校等(高等学校定時制課程・同通信制課程、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校第1・2・3学年)に在学する者。   |
| 推薦(応募)条件    | 家庭の事情により学費支弁困難と認められる生徒、向学心に富み、かつ学業に耐えうる生徒で、学校長の推薦をうけた者。<br>なお、過去に給付を受けた生徒も申請可。  |
| 募集人数        | 25人程度 ※各学校1人とする   |
| 給付金額        | 1人 5万円(一括給付)  |
| 提出書類        | (1) 奨学生推薦者名簿(推薦順)[給奨学様式20-1]<br>(2) 奨学生推薦書(家庭状況等推薦理由を記入)[給奨学様式20-2]<br>(3) 奨学生申請書[給奨学様式20-3]<br>(4) 家庭調書[給奨学様式20-4]                     |
| 申請期限        | 9月28日(月)17時必着   |
| 奨学生の採用      | 大分支部の選考委員会で選考し、日教弘理事長が採用を決定する。<br>その結果については、在籍する学校長を通じて本人に通知する。   |
| 交付          | 当会支部長より生徒本人(保護者同伴)に手交する。  |
| 成果報告書の提出    | 奨学金の給付を受けた者は「学習成果報告」[給奨学様式20-5]を2021年1月末までに提出する。(日教弘大分支部のホームページからダウンロード可)   |
| その他         | 奨学生が、次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに給付金を返還する。<br>(1) 給付金を奨学目的以外に使用したとき。<br>(2) 虚偽の申請その他不正な手段によって給付を受けたことが判明したとき。<br>(3) その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき。 |
| 書類提出・問い合わせ先 | 公益財団法人 日本教育公務員弘済会大分支部<br>〒870-0951<br>大分市大字下郡496-38 大分県教育会館1階<br>Tel (097) 556-7955   |